

奈良県電子処方箋活用・普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、電子処方箋の活用・普及の促進及び重複投薬等の抑制による医薬品の適正使用等の推進を図るため、奈良県内の保険医療機関等に対し、電子処方箋の導入等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- (2) 「大規模病院」とは、許可病床数が200床以上の病院をいう。
- (3) 「実施要綱等」とは、令和6年3月7日付け医薬発0307第2号厚生労働省医薬局長通知「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」及び令和6年3月7日付け厚生労働省発医薬0307第74号厚生労働省事務次官通知「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」をいう。
- (4) 「ICT基金補助要領」とは、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知、令和5年3月31日薬生総発0331第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知及び令和6年4月1日医薬総発0401第1号厚生労働省医薬局長通知による「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」をいう。
- (5) 「機能拡充補助要領」とは、令和6年1月25日医薬発0125第1号厚生労働省医薬局長通知「令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」及び令和6年4月9日医薬発0409第8号厚生労働省医薬局長通知「令和6年度（令和5年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ICT基金補助要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金からICT基金補助要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設の開設者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象事業者が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業（以下「導入事業」という。）
- (2) 補助対象事業者が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するための事業
- (3) 補助対象事業者が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定
- (2) 前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県電子処方箋活用・普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。なお、規則第3条に定める添付書類については、次に掲げる

書類に代えるものとする。

- (1) ICT基金補助要領第9に係る補助金等交付決定通知書の写し
 - (2) 前号の補助金等申請において、ICT基金補助要領に係る補助金の交付対象とされた総事業費を証する書類の写し
 - (3) 電子処方箋の普及促進における周知に協力していることがわかる資料
 - (4) 奈良県電子処方箋補助額計算様式
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

- 第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付けるものとする。
- (1) オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施しなければならない。
 - (2) 県が別に指示する電子処方箋に関する取組（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供、ポスター掲示、リーフレット配布、デジタルサイネージ表示等）に協力しなければならない。
 - (3) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らな

ければならない。

- (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

4 規則第13条に定める額の確定は、第1項の交付決定に代えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県電子処方箋活用・普及促進事業補助金変更承認申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業費に要する経費配分について、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内となる変更
- (2) その他知事が認めるもの

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県電子処方箋活用・普及促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 第7条第4項の規定による額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

らない。なお、補助金請求書の提出は、補助金の交付申請時に行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む）には、消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率及び補助上限額
第4条(1) の事業	大病院	486.6万円	1/6 (上限額81.1万円)
	病院	325.9万円	1/6 (上限額54.3万円)
	診療所	38.7万円	1/4 (上限額9.7万円)
	薬局	38.7万円	1/4 (上限額9.7万円)
第4条(2) の事業	大病院	135.6万円	1/6 (上限額22.6万円)
	病院	100万円	1/6 (上限額16.7万円)
	診療所	24.5万円	1/4 (上限額6.1万円)
	薬局	25.6万円	1/4 (上限額6.4万円)
第4条(3) の事業	大病院	602.2万円	1/6 (上限額100.3万円)
	病院	405.9万円	1/6 (上限額67.6万円)
	診療所	54.2万円	1/4 (上限額13.5万円)
	薬局	55.3万円	1/4 (上限額13.8万円)

※金額はいずれも税込み。